

(別紙)

原城跡世界遺産センター備品等購入仕様書

第1 適用

この仕様書は、南島原市が実施する原城跡世界遺産センター備品等購入(以下「本業務」という。)の仕様を定めるものである。

第2 業務の対象とする施設の概要

1 施設の名称及び位置

本業務の対象とする施設の名称、位置及び概要は、次のとおりである。

- (1) 名称 南島原市原城跡世界遺産センター(仮称)(以下「世界遺産センター」という。)
- (2) 位置 南島原市南有馬町乙1847番地1

2 施設の概要

世界遺産センターは、原城跡の本質的価値の理解促進及び地域振興を図るために設置する施設で、「原城跡」のガイダンス施設を核として、地元特産品等の物産販売施設及びイベント交流、観光情報の発信・案内施設等の便益施設をもって構成する複合施設である。

なお、世界遺産センターは、現在建設中で、令和9年3月までに供用開始する予定である。

- (1) ガイダンス施設(展示室、サテライト展示コーナー、収蔵庫その他のガイダンスに関する施設)
- (2) 物産販売施設(売場、厨房、事務室その他の地域特産物等の製造、保管、販売、情報発信に関する施設)
- (3) 便益施設(イベント交流ゾーン、マルシェゾーン、観光案内、トイレ、駐車場その他の来場者の便益に関する施設)

第3 業務の概要

1 業務の内容

本業務は、世界遺産センターの物産販売施設、便益施設に設置する備品等を購入するもので、その調達方法は、売買契約とする。

業務の範囲は、運搬、搬入、養生、清掃、組み立て、設置、動作確認等、不要物の処分とし、詳細については「3 購入備品の納入」のとおりである。

2 購入備品の要件

本業務において購入する備品等の名称及び仕様については、別紙「原城跡世界

遺産センター備品購入対象品一覧」（以下「購入対象品一覧」という。）のとおりにする。

- （１） 備品等は納品時においてすべて新品とし、中古品は不可とする。
- （２） 機能性とメンテナンス性について配慮した提案とすること。
- （３） 別紙「購入対象品一覧」の数量、仕様等を基本案とし、内装との調和、色、数量の調整など発注者と協議の上、納入備品を確定する。
- （４） 最終的な納入備品の決定後、製品メーカー、内容、数量を記載した「納入内訳書」及び「レイアウト図」を作成し提出すること。
- （５） 保証期間については、施設の供用開始から１年間とする。また、納入年数の経過に関わらず、材料、製造及び設置の不備、製品の不良、工作上的粗雑等が原因で不具合が生じた場合は、受注者の負担において修理又は交換を行うこと。
- （６） グリーン購入法適合品であること。また、JOIFAの「オフィス家具－製品安全基準のガイドライン」に準拠した製品であること。

３ 購入備品の納入

- （１） 受注者は契約締結後「納入計画書（工程表、作業計画等）」を作成し提出すること。
- （２） 搬入の際は、床、壁等を傷めないように受注者側で養生を行うこと。もし傷等をつけた場合は、受注者の責任により修復を施し発注者の確認を得ること。また、供用開始までは土足厳禁であるため、搬入等で床等を汚した場合には、清掃を行い発注者の確認を得ること。
- （３） 設置完了後、必要に応じて耐震固定又は転倒防止対策を行うこと。
- （４） 壁、床等を加工する必要がある場合は、事前に発注者と協議した上で実施すること。
- （５） 運搬設置後の残材等は、受注者の負担において適正に処分すること。また、付属して必要な説明書等で重複して必要ないものについては、必要数を残して処分すること。

第４ 契約の期間

本業務の契約の期間（以下「契約期間」という。）は、契約締結日から令和９年３月２９日までとする。

ただし、備品設置期限日及び使用開始日（予定）は、次のとおりとする。

- ・ 備品設置期限日 ： 令和８年１２月２８日（月）
- ・ 使用開始日（予定） ： 令和９年１月４日（月）

第５ 秘密の保守

本業務の履行にあたり、知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。

また、この契約が終了した後も同様である。

第6 契約保証金

1 契約保証金の納付等

受注者は、契約保証金として委託業務に対する委託料の金額の100分の10以上の金額を、契約日に発注者に納付しなければならない。ただし、発注者は、南島原市契約規則（平成18年南島原市規則第44号）第25条第3項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

2 契約保証金の還付等

納付された契約保証金は、契約履行後に還付するものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合においては、納付された契約保証金の全部又は一部を違約金にあてるものとする。

第7 業務完了届出等

本業務の受注者は、本業務の契約の履行が完了したときは、業務完了届出書及び業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。なお、契約期間終了前に契約を解除された場合は、業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

第8 業務の調査及び検査

1 業務の処理状況の調査等

- (1) 発注者は、受注者の業務の処理状況について調査し、若しくは受注者に対して必要な報告を求め、又は受注者の業務の処理に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 受注者は、発注者の求めに応じて、業務の処理に係る資料（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録を含む。）を提出するものとする。

2 業務の検査

発注者は、受注者から業務完了届出書の提出を受けたときは、当該届出書の提出のあった日から10日以内に業務の内容及び数量等の検収を行うものとする。

第9 業務の対象とする施設の内容（計画）等

世界遺産センターの施設内容（計画）並びに位置図、敷地の概要図、建物の概要図は、以下のとおりである。

第10 その他

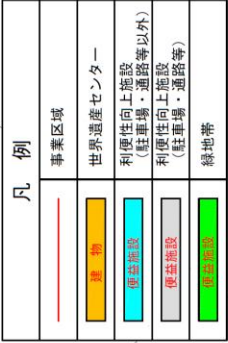
本仕様書及び関係書類に記載していない事項（法令に定めるものを除く）又は疑義が生じた事項については別途協議とし、発注者に承認を申し出た上で指示に従うこと。

南島原市原城跡世界遺産センター（仮称）の施設内容（計画）

施設区分			該当施設・エリア	
屋 内	ガイダンス施設		496㎡	展示室〔385㎡〕、サテライト展示コーナー〔19㎡〕、収蔵庫〔44㎡〕、バックヤード〔28㎡〕、受付〔6㎡〕、控室・ストック〔14㎡〕
	便益施設①	管理・観光案内施設	438㎡	エントランスホール・通路・風除室〔222㎡〕、休憩スペース〔48㎡〕、管理事務室（執務及び応接スペース、湯沸室、受付）〔64㎡〕、倉庫〔24㎡〕、会議室〔80㎡〕
		利便性向上施設	64㎡	トイレ〔62㎡〕、授乳室〔2㎡〕
	物産施設		241㎡	売り場及び付帯設備〔165㎡〕、事務室（執務及び応接スペース）〔20㎡〕、更衣休憩室〔10㎡〕、倉庫〔20㎡〕、キッチンコーナー〔8㎡〕、軽食コーナー〔18㎡〕
	計		1,239㎡	
屋 外	便益施設②	利便性向上施設	6,301㎡	イベント交流ゾーン〔415㎡〕、マルシェゾーン〔310㎡〕、駐輪場〔15㎡〕、E Vパーク〔13㎡〕、トイレ〔80㎡〕、駐車場・通路等〔5,468㎡〕
		緑地帯	2,754㎡	植栽帯〔714㎡〕、管理用スペース〔374㎡〕、法面〔1,666.64㎡〕
	計		9,055㎡	
総 計			10,294㎡	



長崎県南島原市南有馬町乙字下陣場、丁字西下



長崎県南島原市南有馬町乙字下陣場、丁字西下

